

鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置の認可等)

第2条 乳児等通園支援事業を実施しようとする者は、法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業認可申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、認可を得なければならない。

2 市長は、前項の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ、鹿屋市子ども・子育て会議条例（平成25年鹿屋市条例第30号）に定める鹿屋市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、法第34条の15第5項の規定により第1項の認可をするときは、乳児等通園支援事業認可証（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、法第34条の15第6項の規定により第1項の認可をしないときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（別記第3号様式）により、速やかにその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により認可を受けた者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、省令第36条の36第3項又は第4項に掲げる事項に変更があったとき、又は変更しようとするときは、同条第3項又は第4項の規定により、乳児等通園支援事業認可事項変更届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(廃止又は休止)

第3条 乳児等通園支援事業者が、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、乳児等通園支援事業の廃止又は休止を承認するときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書（別記第

6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地

法人名

役職名

氏 名

乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、児童福祉法第34条の15第2項及び鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	名 称	
及び所在地	所在地	
事業の種類		
経営の責任者及び 福祉の実務に当 たる幹部職員の氏名	責 任 者	
	幹 部 職 員	
事業開始の 予定年月日	年 月 日	

第2号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

乳児等通園支援事業認可証

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、下記のとおり認可します。

記

事業所の名称	名 称	
及び所在地	所在地	
事業の種類		
定 員	人	
設置年月日	年 月 日	

第3号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記により認可しないこととしたので、児童福祉法第34条の15第6項及び鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条第4項の規定により、通知します。

記

1 認可申請のあった事業の種類

2 不承認の理由

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地

法人名

役職名

氏 名

乳児等通園支援事業認可事項変更届

児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可を受けた事項について、下記のとおり変更しました（変更します）ので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 児童福祉法施行規則第36条の36第3項に係る事項

変更事項	変更前	変更後
(1) 事業所の名称		
(2) 事業所の所在地		
(3) 事業の種類		
(4) 申請者が法人格を有することを証する書類		

2 児童福祉法施行規則第36条の36第4項に係る事項

変更事項	変更前	変更後
(1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面		
(2) 事業の運営についての重要事項に関する規程		
(3) 経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員		

第 5 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
法人名
役職名
氏 名

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

乳児等通園支援事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項及び鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	名 称	
及び 所 在 地	所在地	
事業の種類		
廃止（休止）の理由		
現に保育を受けている児童に対する措置		
廃止の期日又は休止の予定期間		
財産の処分	別紙のとおり	

(別紙)

財産の処分に係る調書

1 土地・建物

区分	所在地	面積	所有者	借用している 場合の使用期間	処分方法

2 設備

品名	規格	数量	取得価格	設置 年月日	所有 区分	処分方法

注 現存しているものについて記載のこと。

3 残金の処分方法

第6号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）
について下記のとおり承認したので、鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する
規則第3条第2項の規定により通知します。

記

事業所の名称	名 称	
及び所在地	所在地	
事業の種類		
廃止の期日又は休止 の 予 定 期 間		
承認に当たり 必要な条件		